

池田町要綱第 8 号

池田町危険空家等除却費補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、町内にある老朽危険空家等を除却する者に対し、池田町危険空家等除却費補助金（以下「補助金」という。）を交付することによって、老朽危険空家等の除却を促進し、町民の住環境の改善を図ることを目的とする。

(適用例規)

第 2 条 補助金の交付にあたっては、池田町補助金等交付規則（平成 4 年池田町規則第 6 号）（以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱による。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 危険空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号、以下「空き家法」という。）第 2 条第 2 項に規定する特定空家等のうち、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造の住宅及び倉庫（車庫）等をいう。
- (2) 除却工事 建築物及びこれに附属する工作物の全部除却に係る工事（門扉及び塀の撤去に係るものを除く。）をいう。
- (3) 除却事業者 国土交通大臣又は県知事による登録を受けた建設業者又は解体工事業者をいう。

(補助対象者)

第 4 条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれの要件も満たす者とする。

- (1) 危険空家等の所有者（法人を除く。）、その相続人、相続財産管理人、成年後見人などの危険空家等を処分する権限を有する者又はその所有者等から補助事業を受けることの同意を受けた者

- (2) 町民税等の滞納がない者
- (3) 池田町暴力団排除条例（平成 24 年池田町条例第 4 号）に基づく、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者
- (4) 空き家法第 14 条第 3 項の規定による命令を受けていない者
（補助対象建築物）

第 5 条 補助金の交付対象となる危険空家等(以下、「補助対象建物」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に存する老朽空家等であり、新築又は改築建て替えに伴う除却でないこと。
- (2) 池田町の空家等台帳に登録された空家等であること。
- (3) 所有権以外の権利が設定されていない建築物であること。
- (4) 他の同種の補助金等の交付を受けていない建築物及び受ける予定がない建築物であること。
- (5) 同一敷地内において、補助金の交付を受け危険空家等の除却を行っていない建築物であること。
- (6) 固定資産税の滞納がないこと。
- (7) その他、町長が特に認める老朽空家等であること。
（補助対象工事）

第 6 条 補助の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象者が発注する補助対象建物全てを除却する除却工事であること。
- (2) 除却業者が行う工事であること。
- (3) 申請した日の属する年度内に完了する工事であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは補助対象工事としない。

- (1) 既に除却工事に着手した工事
- (2) 暴力団又は暴力団関係者が工事に関与する工事
- (3) その他町長が適当でないと認める工事
（補助金の額）

第7条 補助金の額は、補助対象工事に要する費用に3分の1を乗じて得た額とし50万円を限度とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

2 前項の対象となる費用は、補助対象工事のうち、補助対象建物の解体、運搬及び処分に要する費用（消費税及び地方消費税を除く額）とし、家財道具等の処分に要する費用並びに地下埋設物（浄化槽等）の除却に要する費用は対象としないものとする。

（認定申請等）

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、第5条第1項各号に掲げる補助対象建物の要件について、町長の認定を受けなければならない。

2 前項の規定による認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）は、危険空家等認定申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 当該認定を受けようとする建築物の位置図
- (2) 当該認定を受けようとする建築物の外観写真
- (3) その他、町長が必要と認める書類

3 認定申請者は、前項に規定する申請手続きその他の補助金の交付に係る手続きを他の者に委任することができる。この場合において、認定申請者は、委任状（別記様式第2号）を町長に提出しなければならない。

4 町長は、第1項及び第2項の申請があったときは、その内容を審査し、次の各号による実態調査及び内容審査により判定を行い、補助金交付対象認定通知書（別記様式第3号）により認定申請者に通知するものとする。

- (1) 補助事業を申請しようとする際に使用されておらず、かつ今後も使用しない建築物であること。
- (2) 住宅地区改良法施行規則（昭和35年建設省令第10号）第1条第1項各号に掲げる住宅の区分に応じ当該各号に定める表において、評定区分の部中1及び2の評点（その合計した評点が当該評点区分ごとの（ほ）欄に掲げる最高評点を超えるときは、その最高評点）の合計が100点以上の建築物であること。

（補助金の交付申請）

第9条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助金交付申請者」という。）は、池田町危険空家等除却事業申請書（別記様式第4号）に次に掲げる全ての書類を添えて、町長が定める期間内に申請するものとする。

- (1) 除却事業実施計画書（別記様式第5号）
- (2) 補助対象建築物の登記事項証明書（未登記の場合は、固定資産税台帳登録事項証明又は固定資産課税明細書）
- (3) 自らが補助対象者であることを証する書類（前号の書類により確認できる場合を除く。）
- (4) 敷地内の建物位置図、平面図、床面積のわかる書類及び現況写真
- (5) 補助金交付対象認定通知書の写し
- (6) 解体工事業者の土木工事業、建築工事業若しくはとび・土工工事業の許可書の写し又は解体工事業の登録がされていることを証明する書類
- (7) 工事費の見積書の写し（内訳書を含む。）
- (8) 町税の滞納がないことを証する書類
- (9) 危険空家等の所有者とその敷地の所有者が異なる場合は、補助金交付申請に係る同意書（別記様式第6号）
- (10) 危険空家等に複数の共有者がいる場合は、補助金交付申請に係る確約書（別記様式第7号）
- (11) その他町長が必要と認める書類
（交付決定等）

第10条 町長は、前条の規定による判定により、補助事業の可否を決定し、危険空家等除却費補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第8号）により通知するものとする。

2 町長は、前項通知書に必要な条件を付することができる。

3 補助金は、予算の範囲内で交付するものとする。

（補助事業の内容の変更）

第11条 交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更しようとするときは、遅滞なく補助事業変更承認申請書（別記様式第9号）に次に掲げる必要な書類を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りで

はない。

(1) 補助事業実施変更計画書（別記様式第 10 号）

(2) 町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の申請書を受理し、その内容を承認したときは、補助事業変更承認通知書（別記様式第 11 号）により補助事業者に通知するものとする。

（除却工事の着手）

第 12 条 補助事業者が除却工事に着手したときは、遅滞なく池田町危険空家等除却事業工事着手届（別記様式第 12 号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 工事の請負契約書又は請書の写し

（補助事業の中止）

第 13 条 補助事業者は、補助事業を中止しようとするときは、補助事業中止届（別記様式第 13 号）に補助金交付決定通知書を添えて町長に届け出るものとする。

（補助事業の完了）

第 14 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、直ちに補助事業完了報告書（別記様式第 14 号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出し、確認審査を受けるものとする。

(1) 除却工事の請負契約書又は請書の写し（工事着手後に金額の変更があった場合は、内訳書の付いたもの）

(2) 除却工事施工業者の請求書又は領収証の写し

(3) 除却工事に係る写真（施工前、施工状況、除却完了後）

(4) その他、町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第 15 条 町長は、前条の規定による補助事業完了報告書の提出があったときは、その内容を審査及び現地調査を行うものとする。

2 町長は、前項の規定による審査及び現地調査の結果、補助事業の成果が交付決定の内容及び交付決定の際に付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金額を確定し、危険空家等除却費補助金交付額決定通

知書（別記様式第 15 号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第 16 条 補助事業者は、補助金の交付の請求をするときは、補助金交付請求書（別記様式第 16 号）を町長に提出するものとする。

（交付決定の取り消し等）

第 17 条 町長は、補助事業者が虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合、当該取り消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

（その他）

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。